

春日井第2団「夢基金」運用規程(案)

第1条 【目 的】

本規程は、春日井第2団「夢基金」の会計等に関わる必要事項を定めるものとします。

第2条 【会計年度】

会計年度は、設立日2011年2月5日より開始し、年度を定めません。ただし、育成会総会にて会計報告をするものとします。

第3条 【会計の種類】

会計は、毎年繰越とし、積立金会計とします。

第4条 【収 入】

収入は、全て寄附金の収入によるものとします。

第5条 【支 出】

海外派遣等への支援金

1)世界ジャンボリー等海外派遣スカウト及び奉仕者
15,000円/1人を支給します。

2)報告の義務

支援金を受けたものは、団委員会への帰朝報告をすることとします。

3)例外規程

県連または地区から派遣費を受領した場合は、夢基金からの支出はありません。

育成会費の免除

1)団委員会で承認し、団委員長が認めた者
当該年度の育成会年間費用/1人

登録関係費の補助

1)団委員会で承認し、団委員長が認めた者
当該年度の登録関係費充当分

その他団委員会が支出を承認した案件

第6条 【監 査】

「夢基金」の決算は、団の監査役の監査を受けて育成会総会に報告し、その承認を受けるものとします。

(附則) この規程は、2011年4月1日から施行します。

この規程は、団委員会の評決を得た後、団の総会にて承認を得ることとします。